

学校施設使用許可申請について

寝屋川市では、学校教育に支障のない範囲で学校施設（市立小・中学校）の体育館及び運動場の施設開放を行っております。

使用に当たっては、周辺住民の方々にご迷惑がかからないよう、十分ご配慮をお願いいたします。

<許可申請手続きについて>

①申請について

使用される方は、使用日の2か月前から7日前までの間に、直接、ご希望の学校と日程調整等をしていただき、「**学校施設使用許可申請書**」（学校又は教育委員会施設給食課にてお渡し）に申請者名・施設名・使用目的・使用日時等の必要事項を記入の上、使用する学校の学校長に副申をいただき、施設給食課まで申請書のご提出をお願いいたします。

※ 使用日の6日前から使用日当日の受付は、原則不可。

・運動場の使用について

無料

・体育館の使用について

実費（下記料金を）徴収

施設給食課へ申請の際に、徴収させていただきます。

【体育館実費徴収額】

※ 中学校 11 校、望が丘小学校・中学校 1 校の体育館を使用される場合は、申請時にエアコン使用の可否をお申し出ください。

使用を希望される場合は、別途、エアコン使用に係るガス代（※1）として実費徴収させていただきます。

使用可能時間		料 金	(※1) エアコン使用
午前	9:00~12:00	1,000円	+1,500円
午後	13:00~17:00	1,000円	+1,500円
夜間	18:00~21:00	1,000円	+1,500円
午前・午後	9:00~17:00	2,000円	+3,000円
午後・夜間	13:00~21:00	2,000円	+3,000円
全日	9:00~21:00	3,000円	+4,500円

裏面あり

②申請書の提出について

施設給食課へ申請書をご提出いただきますと、『学校施設使用許可書（以下、許可書）』と『施設「鍵」受渡書』をお渡しします。

使用当日に必要となりますので、保管してください。

③使用当日について

使用当日（使用時間によっては前日）に『許可書』と『施設「鍵」受渡書』（コピー不可）をご持参の上、鍵の受渡し場所のシティ・ステーション（詳細については、別紙「お知らせ」参照）にて、学校施設の鍵をお借りください。

※ 『施設「鍵」受渡書』が無い場合、鍵の貸出はできません。

④使用後について

使用後は施錠し、鍵の返却については、指定の時間内に必ず貸出を行ったシティ・ステーションへお願いいたします。

<実費の還付について>

- ・実費を納入した者の責めによらない事由（利用団体都合の理由以外）により学校施設が使用できなかったときは、納入した実費を還付いたします。
- ・学校から『不使用届出』を発行していただき、原則、不使用日の前日までに下記5点を施設給食課までご持参いただきますと、実費徴収分を還付させていただきます。

①『不使用届出』

②『施設「鍵」受渡書』

③『学校施設使用許可書』

④ 本人確認書類

⑤ 還付する振込先がわかるもの（通帳やキャッシュカード）

※ 上記書類を全てご持参いただけない場合や『不使用届出』に学校長の副申がない場合は、還付手続の受付ができませんので、ご注意ください。

△ 学校施設使用許可申請などについては、下記 HP をご一読ください △

<https://www.city.neyagawa.osaka.jp/index.html>

ページ ID : 7780

<お問い合わせ>

寝屋川市教育委員会事務局 施設給食課

住所：寝屋川市本町1番1号（市役所東館1階） 電話：072-813-0073（直通）